

岐阜市環循号外
令和4年2月15日

市民の皆様へ

岐阜市環境部長

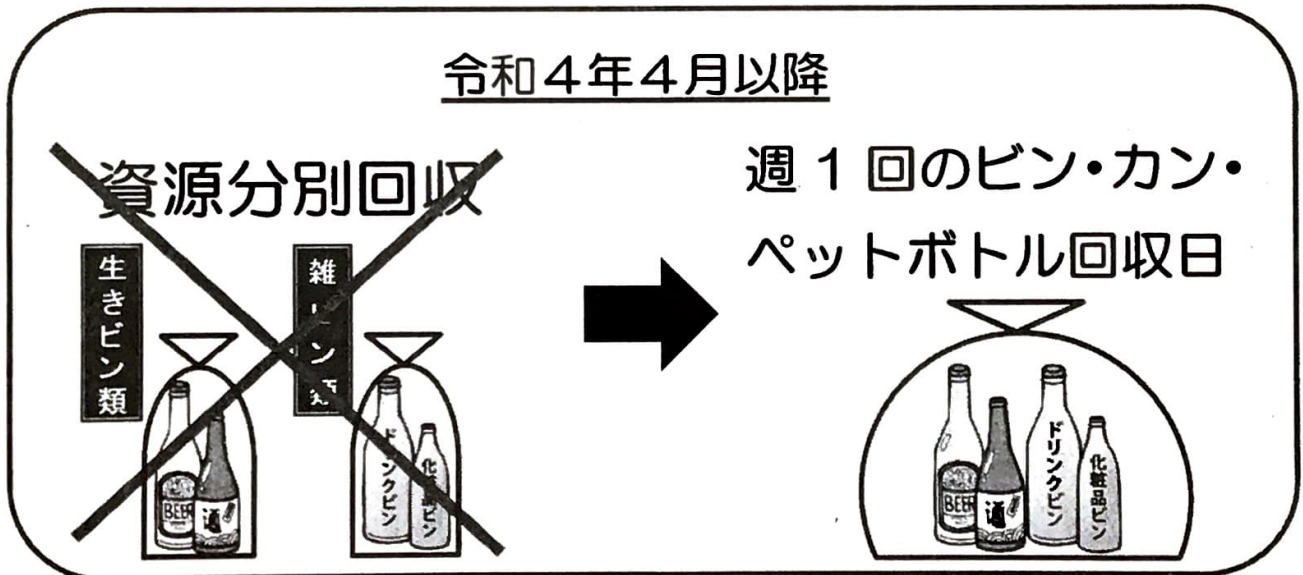
資源分別回収におけるビン類の回収廃止について（お願い）

日頃より、本市の環境行政推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
現在、資源分別回収で「**生きビン類**」や「**雑ビン類**」を回収していますが、
ビン類の利用や資源分別回収業者の減少に伴い、

令和4年3月末をもって、回収を廃止いたします。

令和4年4月以降にビン類を出す場合は、これまで通り、**※週1回のビン・**
カン・ペットボトルの回収日に、ごみステーションへお出しいただくよう
お願いいたします。

- ※生きビンと雑ビンは、無色透明又は乳白色で、中の見える半透明の袋と一緒に
入れていただいて構いません。
- ※生きビン（Rマークや丸正マークがついているビン）は、酒類などの販売店で引き
取ってもらえる場合があります。



この紙が不要になった場合、
雑がみとして地域の資源分別回収
に出してください

【担当】岐阜市環境部低炭素・資源循環課
ごみ減量・資源化係
〒500-8701 岐阜市司町 40-1 岐阜市役所 14 階
電話 (058) 214-2179 (直通) FAX (058) 264-7119
E-mail : tanso-sigen@city.gifu.gifu.jp